

# 【仮】胚凍結保存及び凍結保存継続に関する同意書

本書は採卵日当日までに正式な同意書の提出が出来ない場合の仮同意書です。本書提出から5日以内に正規同意書の提出がない場合、今回凍結した胚は破棄処分され費用の返金もありません。正規同意書の提出が郵送の場合は5日以内必着となります。

<郵送時の宛先> 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-8-10 はらメディカルクリニック業務部宛

私達は私達夫婦の今後の不妊治療のために、下記の胚を貴院にて、凍結保存することを希望します。胚凍結保存についてはHPの書類ダウンロードのページに掲載されている「当院の規定」の中の「胚・未受精卵凍結保存及び凍結保存継続に関する説明書」によって下記の事項を十分に理解し納得しました。また、凍結保存に関する説明書の内容に対し異議はなく、この規定を守ることをお約束します。

※HPの書類ダウンロードのページに掲載されている「当院の規定」の「胚・未受精卵凍結保存及び凍結保存継続に関する説明書」とともに下記事項を1つずつ振り返り左端の患者欄に☑を入れ下記に署名して下さい。患者欄に1つでも☑が無い場合には同意書は受領出来ませんので、不明点など質問がある場合には提出前にお問合せ下さい。

(↓患者欄)

- 1【説明書1】1-①胚凍結することが出来る方、1-③・1-④凍結方法、1-⑤凍結出来る胚の基準、1-⑥必要な同意書、1-⑦同意書が提出できなかった場合、1-⑧凍結不可の場合、1-⑨凍結胚の状態と写真のお渡し、について理解し納得している。  
【説明書2】胚の凍結保存期間と費用について理解し納得している。
- 2【説明書3】胚の凍結保存期間は延長できるが、当院の定める最長保管期間に定めがありこれを1日でも過ぎると胚の処分権は当院に帰属
- 3することを理解し納得している。
- 4【説明書4】4-①凍結保存期間満了までに継続もしくは破棄処分の手続きが必要であり、凍結保存期間満了日までに手続きが完了しない場合は継続の意思がなく凍結胚の所有権を放棄したものとみなし凍結胚の処分権は当院に帰属する。また、凍結保存期間満了日までの手続きが繰り返し行われなかった場合は以後の凍結は受入不可である場合や、治療全般が中止となる場合がある。4-②凍結継続の手続き方法、4-③凍結破棄処分の手続き方法、4-④当院から患者様に連絡し凍結継続されるか破棄処分されるかの連絡をするなどの義務はなく手続きは患者様の責任のもとで行っていただくこと、4-⑤当院からのご案内、について理解し納得している。
- 5【説明書5】災害などの不可抗力により胚に損傷や損失が生じた場合には胚は破棄処分され、これらの補償には一切応じられないこと。天災や火災などにより凍結胚・が回復不可能な損傷・紛失に至っても当院に対して異議申し立ては出来ないことを理解し納得している。
- 6【説明書6】保存責任については、凍結胚が不可抗力その他当院の責めに帰すべからざる事由により使用不可能になった場合、当院は一切損害賠償責任を負いません。ただし、当院の責めに帰すべき事由によって凍結胚が使用不可となった場合、当院は患者様が使用不可となった胚にそれまで支払われた凍結保存費用の合計額を限度として損害を賠償致します。それ以上の補償はなく、要求しないことについて理解し納得している。
- 7【説明書7】凍結胚は他施設に移送することが出来、その手順などについて理解し納得している。
- 8【説明書8】8-①仕事や家庭の事情によりご夫婦の住所が別々になり、胚・未受精卵凍結保存リストの送付先である妻の住所が変更される場合には住所変更の手続きが必要、8-②ご夫婦の住所が別々になる場合で夫を連絡窓口にする場合にはその手続きが必要、8-③ご夫婦関係が不良な場合の注意点、離婚された場合について理解し納得している。
- 9【説明書9】妻が死亡した場合の凍結胚は夫の意思に関係なく破棄処分されることについて理解し納得している。夫が死亡した場合、凍結胚は破棄処分となる。
- 10【説明書10】破棄処分される胚は培養医療技術発展のため、胚融解練習、胚凍結練習、顕微授精練習などに使用される場合があります使用後はただちに責任をもって破棄処分され、他者への人工授精や胚移植などには使用されないことを理解し納得している。
- 11【説明書11】11-①融解方法、11-②融解後の治療、11-③融解後の生存率、11-④凍結融解胚移植割合の実際と妊娠、11-⑤融解同意書、11-⑥融解には費用が発生すること、について理解し納得している。
- 12【説明書12】規定は当院の判断により改定されることがあることを理解し納得している。
- 13【説明書13】その他、全ての項目は日本産科婦人科学会、及びJISARTの規定に基づくことを理解し納得している。

<注意事項>

- ① 本書提出から5日以内に正式同意書「胚凍結保存及び凍結保存継続に関する同意書」に必要な内容を記入の上当院まで郵送もしくは来院にて提出が必要です。万が一、5日以内に正式な同意書手続きがされなかった場合、今回凍結した胚は当院にて破棄処分とし、その費用の返金も行いません。(例7/1 本書にて仮受領→7/5までに正式書で本受領とする。)
- ② 治療手技がキャンセルまたは不成功に終わり、妊娠に至らない可能性があることをご了承ください。
- ③ この同意書を提出後でも、凍結前であればいつでも自由に同意を取り消すことが出来ます。
- ④ 今回行う胚凍結保存法は、標準的な治療であり、実験的な新しい治療法や臨床治験ではありません。 患
- ⑤ 者様の個人情報個人情報保護法及び当院の規定で取扱います。治療経過に関する情報は個人が特定されない形で、日本産科婦人科学会や他学会へ報告することがあります。

医療法人社団暁慶会 はらメディカルクリニック

院長 原 利夫殿

〒 ー

同意日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

夫氏名 (自署) \_\_\_\_\_

妻氏名 (自署) \_\_\_\_\_

診察券番号 ( ) \_\_\_\_\_

\*凍結胚保存に関する当院からの全ての連絡は代表連絡窓口である妻、あるいは本人に対してのみ行えば足りるものとします。

注意事項説明者	説明日	正式同意書提出期限	破棄処分予定日	破棄連絡	連絡者
	/	/ 必着	/ 破棄	☐控えお渡し済 ☐正式同意書お渡し済	☐会話案内済 ☐留守電残済 ☐着のみ